

議案第20号

二宮町敬老祝金条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年2月26日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

本事業における町の対象者の算出期間が国の記念品贈呈事業の算出期間と異なることから、国の事業との整合性を図ることに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町敬老祝金条例の一部を改正する条例

二宮町敬老祝金条例（昭和63年二宮町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「あわせて」を「、併せて」に改める。

第2条中「9月1日」を「9月15日」に、「88歳及び100歳の」を「当該支給年度内に88歳及び100歳に達する」に改める。

第5条中「又は」を「、又は」に改める。

第6条中「、次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第3号中「、町長」を「町長」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の規定中「当該支給年度内」とあるのは、平成28年度に限り「平成27年9月2日から平成29年3月31日まで」と読み替えるものとする。

二宮町敬老祝金条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本町居住の高齢者に対して二宮町敬老祝金（以下「敬老祝金」という。）を支給して敬老の意を表じ、併せてその福祉を増進することを目的とする。</p> <p>(受給資格)</p> <p>第2条 敬老祝金は、毎年9月15日現在において本町に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本町の住民基本台帳に登録されている者及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により本町が行う介護保険の被保険者で年齢が当該支給年度内に88歳及び100歳に達する者に対して支給する。</p> <p>(譲渡の禁止)</p> <p>第5条 敬老祝金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。</p> <p>(資格の喪失)</p> <p>第6条 敬老祝金の支給を受ける者が次の各号のいずれかに該当するときは、敬老祝金の支給を受ける資格を失う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その他町長が祝金の給付を適当でないと認めるとき。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本町居住の高齢者に対して二宮町敬老祝金（以下「敬老祝金」という。）を支給して敬老の意を表じあわせてその福祉を増進することを目的とする。</p> <p>(受給資格)</p> <p>第2条 敬老祝金は、毎年9月1日現在において本町に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本町の住民基本台帳に登録されている者及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により本町が行う介護保険の被保険者で年齢が88歳及び100歳の者に対して支給する。</p> <p>(譲渡の禁止)</p> <p>第5条 敬老祝金を受ける権利は、譲渡し又は担保に供してはならない。</p> <p>(資格の喪失)</p> <p>第6条 敬老祝金の支給を受ける者が、次の各号の一に該当するときは、敬老祝金の支給を受ける資格を失う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その他、町長が祝金の給付を適当でないと認めるとき。</p>